明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目二〇八番地三、最後の住所埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目二〇八番地三　被相続人　亡　横田　髙夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号　東和ビル四階　埼玉総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊須慎一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県蓮田市大字閏戸三〇四八番地、最後の住所埼玉県蓮田市大字閏戸三〇四八番地　被相続人　亡　有江　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一番一六号大熊ビル3階C　浦和ふたば法律事務所　相続財産管理人　今泉　千晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県御所市大字森脇五八二番地、最後の住所奈良県北葛城郡王寺町本町四丁目一四番二九号　被相続人　亡　吉川　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十日

奈良県奈良市花芝町二三番地　高橋ビル二階C　清家法律事務所　相続財産管理人　弁護士　清家　康男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県土佐清水市斧積五八六番地三、最後の住所高知県土佐清水市グリーンハイツ一〇番一―四〇七号　被相続人　亡　沖本　都

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十日

高知県土佐清水市小江町一一番二号　相続財産管理人　司法書士　西村　和興

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県杵島郡武雄町大字武雄五六一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　木村　ヒテ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十日

佐賀県鹿島市大字高津原四二九五番六モードビル二階　相続財産管理人　補伽圭史郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名郡玉東町大字木葉六三四番地一、最後の住所熊本県玉名郡玉東町大字木葉六三四番地三　被相続人　亡　橋本二三子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十日

事務所熊本県玉名市中一六七五番地一　相続財産管理人　司法書士　田中智恵美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県中津市一二〇九番地、最後の住所大分県中津市大字上宮永一四三番地　被相続人　亡　東　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十日

大分県中津市豊田町六―三　相続財産管理人　弁護士　菅野　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡北谷町字吉原五八三番地、最後の住所沖縄県沖縄市南桃原二丁目一六番二五号　被相続人　亡　亀谷　長昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十日

沖縄県沖縄市松本三丁目一番三号久田ビル二〇三号　相続財産管理人　島田　考人

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年六月二十日

一、墳墓等所在地　三重県伊勢市西豊浜町字浜田六〇〇六番地

一、墳墓等の名称　小川墓地苑

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　野呂利吉、妻　い津

一、改葬を行おうとする者　三重県伊勢市西豊浜町三六五七―三　伊勢市西豊浜町小川区自治会会長　佐々木　靖

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので墓地使用者等死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年六月二十日

一、墳墓等所在地　島根県松江市竪町三一番地

一、墳墓等の名称　本誓寺内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　①**廣瀬**家之墓　②小西家累代之靈　③佐々木家累代之墓　④福島久治　釈徳成信士　釈久壽信士　釈妙壽不退　⑤原田氏　先祖累代之墓　⑥横井氏　先祖代々之靈　釈喜悦不退　釈妙林信女　釈忠信不退　⑦氏名不詳　先祖代々佛　⑧今村⑨大野氏　南無阿弥陀沸　⑩高橋累代之墓　⑪金藤氏　⑫平田家　祖代々之墓　⑬神門家先祖代々之墓　⑭勝部家累代之墓　⑮大谷家累代之墓　⑯常松氏　先祖代々之墓　⑰氏名不詳　四基

一、改葬を行おうとする者　島根県松江市竪町三一番地　本誓寺　代表役員　乙部　信知

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十九年五月一日公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一一五号）第一四五条第二項により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二十日

東京都千代田区二番町九番地六　東京化粧品厚生年金基金　代表清算人　青田　靖

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月二十日

愛知県江南市上奈良町栄一〇二番地　日本ハイスピナー有限会社　取締役　森　幹根

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所　近藤　正雄　岡山県玉野市番田一一二五

株式の種類及び数　普通株式　一〇〇〇株